

岐阜県コミュニティ診断士活用促進事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、市町村等が県の提示する地域課題を解決するために、地域活動の支援に重要な役割を果たす岐阜県コミュニティ診断士（以下「診断士」という。）を活用して開催する検討会等へ支援を行い、地域コミュニティの再生・活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「県の提示する地域課題」とは、「令和5年度 自治会に関する実態・課題調査」の調査結果等により「岐阜県地域の課題解決に向けた研究会」にて検討された意見・課題等をいう。

（支援対象）

第3条 支援対象となる検討会等は、次の各号のすべてに該当するものをいう。

（1）検討会の構成員が市町村及び診断士である他、講師、課題解決に必要な関係団体（自治会、ボランティア団体、教育機関、NPO、企業等）であること

（2）県が提示する地域課題に取り組むこと

2 前号に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する活動を行う場合は、支援対象としない。

（1）営利を目的とする活動

（2）政治又は宗教を目的とする活動

（3）特定の主義、主張の浸透を図ることを目的とする活動

（支援内容）

第4条 県は、次に掲げる検討会等に係る費用について支援する。

（1）県の提示する地域課題を解決するために行う検討会

（2）その他県が認める事業

（支援依頼）

第5条 診断士を活用した検討会等を開催する市町村は、岐阜県コミュニティ診断士活用促進事業支援申請書（別記第1号様式）を県に提出するものとする。

（支援決定）

第6条 県は、前条の申請があったときは、市町村等が第3条に規定するものであることを確認したうえで、申請内容及び支援の必要性等について検討し、支援を行う市町村を決定するものとする。

2 県は、前項の規定により支援を決定したときは、岐阜県コミュニティ診断士活用促進事業支援決定通知書（別記第2号様式）により市町村に通知するものとする。

3 県は、第1項の規定により支援しないことを決定したときは、その理由を明記のうえ市町村に通知するものとする。

(費用負担)

第7条 次の各号に係る費用について、予算の範囲内で別表のとおり県が負担する。

- (1) 検討会等を行う診断士の謝金及び旅費
- (2) 検討会等を行う講師の謝金及び旅費
- (3) 検討会等を行う会場の会場使用料

2 前項に定めるもののほか、必要な経費については、市町村等が負担するものとする。

(支援回数)

第8条 第4条に定める支援については、原則として1事業年度において1市町村につき5回を限度とする。

(支援の中止)

第9条 県は、市町村等が、この事業の目的に反したとき、又は目的を達成することができないと認めたときは、支援を中止することができる。

2 県は、前項の規定により支援の中止を決定したときは、その理由を明記のうえ市町村に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 市町村は、研修会等終了後、その終了日の翌日から起算して2週間以内に、岐阜県コミュニティ診断士活用促進事業実績報告書(別記第3号様式)を県に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境エネルギー生活部県民生活課が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条第1項関係）

<謝金>

1回あたりの支援時間は、3時間を上限とし、時間当たりの単価は下記のとおりとする。

講師の種別		時間当たりの単価（円/h）
（1）岐阜県コミュニティ診断士		3,500円/h
（2）大学等の研究者	教授	13,000円/h
	准教授	8,000円/h
	その他	6,000円/h
（3）先進活動団体関係者		6,000円/h

<旅費>

岐阜県職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和32年条例第29号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の職にある者の例による旅費に基づいて支払う。

<会場使用料>

実費。ただし1回あたりの支援金額は、10,000円を上限とする。